

住民税・所得税申告日程表

お問い合わせ 税務課 町民税係 ☎73-1201

2月2日から3月13日は 住民税の申告相談と所得税の確定申告期間です

受付時間 午前… 9時～11時30分 ※ただし、日出公民館、五ヶ所公民館、秋元公民館については、午後…13時～15時30分 9時30分～11時30分、13時～15時となります。

月日(曜日)	申告地区		会場
	午前	午後	
2月 2日(金)	★この日は、事前予約制となります。		高千穂町役場 中会議室
5日(月)	給与・年金所得(障がい年金等非課税年金を含む)だけの方が対象(例※扶養・生命保険料控除適用だけ)		
6日(火)	【予約受付】税務課 町民税係 ☎0982-73-1201		
7日(水)			
9日(金)	日出(9:30～11:30)※	日向(13:00～15:00)※	日出公民館
13日(火)	笹の戸・土呂久	五ヶ村・黒原	天岩戸出張所
14日(水)	東岸寺・上永の内	立宿・下永の内	
15日(木)	野方野	上寺・大平	
16日(金)	秋元(9:30～11:30)※	石原・水ヶ崎・黒仁田・尾狩	秋元公民館
19日(月)	黒口	上野(13:00～15:00)※	上野出張所
20日(火)	玄武	下野東	
21日(水)	下野西	下組	
22日(木)	五ヶ所(9:30～11:30)※	五ヶ所(13:00～15:00)※	五ヶ所公民館
26日(月)	城山・奥鶴	高岩・下河内	田原出張所
27日(火)	中西・馬場	下田原	
28日(水)	河内	上田原	
3月 4日(月)	中川登	下押方	高千穂町 自然休養村 管理センター
5日(火)	山附・三原尾野	浅ヶ部	
6日(水)	上押方・芝原西	下川登	
7日(木)	五ヶ村西	町区	
8日(金)	上川登・芝原東	三田井東	
11日(月)	大野原・跡取川	神殿	
12日(火)	椎屋谷・丸小野	三田井北	
13日(水)	片内・五ヶ村東	本組	

申告をしなければならない人

- 令和6年1月1日現在、高千穂町に居住していた人で、次のいずれかに該当する人
- 給与支払報告書の提出のない会社・事務所・商店等の給与所得者
 - 農業・営業・不動産・その他の所得のあった人
※生産物を出荷せず収入がなくても、稲作等をしている人は申告する必要があります。(自家用の米も収入とみなされるため)
 - 土地・建物・山林等を売却した人
 - 2種類以上の所得のある人(給与と年金、給与を2か所以上から受けているなど)
 - 生命保険の満期等で一時所得のあった人
 - 所得はなかったが所得証明等の必要な人
 - 障がい年金や遺族年金などは非課税ですが、税務課で金額が分からないため、申告してください。申告をしないと国税・後期高齢者医療保険料の負担が高くなる場合があります。

申告をしなくてもよい人

- 所得が給与所得のみで年末調整が済んでいる人
- 他の所得者の扶養控除の対象となる人
- 青色申告等、所得税の確定申告をする人

申告をすれば税金が戻る人

- 源泉徴収された税金が納め過ぎになっている人(年末調整が済んでいない人や扶養控除等の控除を新たに受ける人など)。

申告相談に必要なもの

- 黒ボールペン(感染症対策のためご持参下さい)
- 印鑑(本人が署名する場合は不要)
- 所得のわかるもの
事業所得(農業を含む)がある人
収支が分かる帳簿、領収書、出荷証明など(牛飼養農家は「肉用牛管理調査表」)。
※平成26年1月から農業を含む事業を行うすべての人は、記帳が義務付けられています。申告の際、ご自身で項目ごとに集計を行っていただき、帳簿にまとめてご持参ください。集計がされていないと、農業所得ではなく雑所得として扱うよう税務署から指導されています。
- 年金を受給している人**
非課税の障がい年金や遺族年金受給者は、年金振込通知などの金額のかわるもの
- 賃金をもらった人**
給与の源泉徴収票又は賃金支払証明書
- その他の収入がある人**
収入のわかる書類等
- 国民年金や農業者年金の領収書又は支払いに関する証明書、生命保険・共済掛金、地震保険料等の証明書
- その他、各種控除を受ける方は控除を受けるのに必要な領収書や証明書
- マイナンバーカード又は通知カード
- 身分証明書
- 税務署から「利用者識別番号」の用紙が届いた方はその用紙

- 2月2・5・6・7日は、事前予約制となっており、予約された方のみ(※給与・年金所得(障がい年金等非課税年金を含む)だけの方が対象)となります。予約されていない方は受け付けできませんのでご注意ください。
予約方法は、税務課窓口にお越しになるか税務課☎0982-73-1201にご連絡ください。
- 感染症対策のため、体調のすぐれない方はご来場をお控えください。
- 領収書等は時間短縮のため、あらかじめ集計をし帳簿にまとめてお持ちください。
- 決められた日に申告ができないときは、別の日にすることがありますが、混雑緩和のためにできるだけ割り当てられた日時にお越しくださいようご協力をお願いします。
- 税務課窓口での申告は受け付けておりませんので、申告会場へお越しください。
- 時間帯や混み具合によってはお待ちいただくことがありますので、時間に余裕を持ってお越しください。



国税庁HP
「確定申告書等
作成コーナー」

Smart-e-TAX
申告書は、スマホや自宅のパソコンから国税庁ホームページを利用して作成し、e-TAXで提出することができます。昨年から給与所得、年金収入や副業等の雑所得の申告のほか、事業所得や不動産所得の青色申告決算書(収支内訳書)や消費税の申告書もスマホで作成することができます。
【Smart-e-TAX】
スマホからe-TAXで申告するために、次のいずれかの方法が選ばれています。
①マイナンバー方式
マイナンバーカードの電子証明書を読み取って、スマホ専用画面からe-TAXの送信ができます。
②ID・パスワード方式
事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「IDとパスワード」があれば、スマホ専用画面からe-TAXを送信できます。
また、確定申告の相談は、自宅から電話やチャットボットでも可能です。
☎0982-32-3301
税務課 町民税係
確定申告に関するご相談は「0」番を選択してください。「確定申告電話相談センター」におつなぎします。(1月15日から3月15日まで)